

府立学校においては、以下の制限を行いながら、教育活動を実施する。

■ 授業

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続
- ・感染リスクの高い活動は実施しない
- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う

■ 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等

- ・感染防止策を徹底しながら実施
- ・ただし、旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は延期または中止

■ 部活動

- ・感染防止策を徹底しながら実施
- ・感染リスクの高い活動は実施しない
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導

●市町村立学校及び私立学校については、府立学校と同様の対応を要請。